

八王子市地区防災計画制度の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市防災会議（以下「防災会議」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条第3項及び第42条の2に基づき、防災訓練、防災活動に必要な物資及び資器材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援その他の防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を、八王子市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるための手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(地区防災計画の要件)

第2条 地区防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「計画提案者」という。）が共同し提案できるものとする。

2 計画提案者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町会等の地縁団体
- (2) 本市に事業所を有する事業者
- (3) その他八王子市防災会議会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

3 計画提案者は、事前に計画に基づき活動を行う団体（以下、「活動主体」という。）とあらかじめ一定の協議を行い、同意を得るものとする。

4 計画提案者は、防災会議開催予定日の3箇月前までに、次に掲げる書類を八王子市防災会議事務局へ提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（様式第1号）
- (2) 地区防災計画の案
- (3) 計画提案者であることを証明する書類
- (4) 第2条第3項の活動主体と協議したことを証する書類
- (5) 第2条第3項の活動主体の同意を得たことを証する書類
- (6) その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第3条 地区防災計画の提案があったときは、次に掲げる事項について、生活安全部防災課長及びその他会長が必要と認める者で事前審査を行うものとする。

- (1) 地区防災計画の内容及び実施団体

- (2) 地域防災計画との整合
- (3) その他会長が必要と認める事項

(地域防災計画への規定)

第4条 防災会議開催予定日の1箇月前までに前条の規定による事前審査を終えた計画を、防災会議の審査対象とする。

- 2 防災会議は、提案された計画を審査し、審査結果に基づき、地域防災計画に定めることとする。

(審査結果の通知)

第5条 会長は、前条による審査結果を審査結果通知書(様式第2号)により、地区防災計画の提案を行った代表者に通知するものとする。

(準用規定)

第6条 地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第5条までの規定を準用する。

(庶務)

第7条 この要綱に係る庶務は、生活安全部防災課において行う。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。